

専決処分の報告について  
(車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 17 日

那霸市長 知念 覚

1 事 件 名 車両損傷事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那霸市天久在住

賠 償 額 37,730 円